

特別養護老人ホーム雪椿の里 事故発生防止のための指針

1. 施設における事故発生防止に関する基本的な考え方

当施設は、利用者の生活上の安心と安全を確保し、生活の質の維持・向上を実現するため、事故防止に努めます。そのために必要な体制を整えるとともに、事故が発生した場合に、速やかに適切な対応が行えるよう研修（訓練）を実施し、必要な知識の習得に努めます。

2. 事故発生防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、「事故防止委員会」を設置します。

(1) 設置の目的

施設内での事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行なわれ、最善の対応と再発防止策の検討を目的とします。

(2) 事故防止委員会の構成と安全管理担当者の選任

委員会は以下の職種で構成し、専任の安全管理担当者を置くものとします。

- ・ 施設長（事故発生時等、緊急時には関係者を招集し対策にあたる）
- ・ 副施設長（安全管理担当者・専任）
- ・ 介護支援専門員
- ・ 生活相談員
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員
- ・ その他必要に応じ委員を指名

(3) 事故防止委員会の開催

毎月 1 回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行います。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

(4) 事故防止委員会の役割

①マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書等の整備

介護事故等未然防止のため、マニュアルを作成し定期的に見直し、必要に応じて更新します。事故・ヒヤリハット報告書等の様式についても作成し定期的に見直し、必要に応じて更新します。

②事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止策の検討

事故・ヒヤリハット報告を分析し、事故発生防止の為の再発防止策を検討します。

③再発防止策の周知徹底

検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

3. 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

介護事故防止に取り組むにあたり、適切な知識の普及および安全管理の徹底を図るため、事故防止委員会を中心として、事故発生防止のための職員への教育・研修を定期的かつ計画的に実施します。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) 新入職員への事故防止研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（資料）及び出席者の記録と保管

4. 事故・ヒヤリハットの報告方法および改善方法に関する基本方針

事故等に関する情報を漏れなく収集するため、介護事故等が発生した場合は、必ず事故報告書・ヒヤリハット報告書を作成します。収集された情報は施設内で共有し、再発防止に活用します。

なお、事故報告書の提出を理由に、不利益処分を行うことは決してありません。

- (1) 報告手順の確立
職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告書によって報告する手順を確立します。
- (2) 事故要因の分析
介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討します。
- (3) 改善策の周知徹底
報告事例及び分析結果や改善策については、委員会が中心となり、職員に周知徹底を図ります。

5. 事故発生時の対応

介護事故が発生した場合は、介護事故防止マニュアルに定められた手順（フローチャート）の通り、速やかに対応します。

- (1) 当該利用者への対応
事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、利用者の安全確保を最優先として行動します。ご家族・担当ケアマネ、必要に応じ保険者等に速やかに連絡し、必要な措置を取ります。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。
- (2) 事故状況の把握
事故の状況を把握するため、関係職員は速やかに報告書を作成し報告します。

(3) 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、その支払いの可否を審査し、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

6. 介護事故対応等に係る苦情解決方法

- (1) 介護事故対応に係わる苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- (2) 苦情で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処するとともに、対応の結果は相談者にも報告します。

7. 指針の閲覧について

本指針は、施設内に掲示するとともにホームページ上に掲載し、閲覧に供するものとします。

付則

この指針は、平成25年 6月 7日から施行する。

この指針は、令和 7年10月 1日から施行する。